日蓮大聖人御書全集

祈禱経送状

きとうきょうおくりじょう

新版
1785
〜
1787

祈禱経送状

文永10年('73) 1月28日　52歳　最蓮房

御札の旨、委細承り候い畢わんぬ。兼ねてはまた、末法に入って法華経を持ち候者は三類の強敵を蒙り候わんことは、面拝の時、大概申し候い畢わんぬ。仏の金言にて候上は、不審を致すべからず候か。しからば則ち、日蓮もこの法華経を信じ奉り候いて後は、あるいは頭に疵を蒙り、あるいは打たれ、あるいは追われ、あるいは頸の座に臨み、あるいは流罪せられ候いしほどに、結句は

この島まで遠流せられ候いぬ。

いかなる重罪の者も現在ばかりこそ罪科せられ候え。日蓮は三世の大難に値い候いぬと存じ候。その故は、現在の大難は今のごとし。過去の難は、当世の諸人等が申すごとくば、「如来在世の善星・倶伽利等の大悪人が重罪の余習を失せずして如来の滅後に生まれて、かくのごとく仏法に敵をなす」と申し候これなり。次に未来の難を申し候わば、当世の諸人の部類等謗じ候わん様は、「この日蓮房は、存生の時は種々の大難にあい、死門に趣くの時

は自身を自ら食して死ぬる上は、定めて大阿鼻地獄に堕在して無辺の苦を受くるらん」と申し候わんずるなり。

古より已来、世間・出世の罪科の人、貴賤上下、持戒・毀戒、凡聖に付けて多く候えども、ただそれは現在ばかりにてこそ候に、日蓮は現在は申すに及ばず、過去・未来に至るまで三世の大難を蒙り候わんことは、ただひとえに法華経の故にて候なり。日蓮が三世の大難をもって、法華経の三世の御利益を覚しめされ候え。過去久遠劫より已来未来永劫まで、妙法蓮華経の三世の御利益尽くすべか

らず 候 なり。日蓮が法華経の方人を少分 仕り 候 だにも、かようの大難に遇い 候 。まして釈尊の世々番々の法華経の御方人を思い遣りまいらせ 候 に、道理申すばかりなくこそ 候 え。されば、勧持品の説相は暫時も廃せず、ことさら、ことさら、貴く覚え 候 。

一、御山籠もりの 御 志 のこと、およそ末法折伏の行に背くといえども、病者にて御座しまし 候 上、天下の災・国土の難強盛に 候 わん時、我が身につみ知られ 候 わざらんより外は、いかに申し 候 とも国主信ぜられまじく

候えば、日蓮なお籠居の志候。まして御分の御事は、さこそ候わんずらめ。たとい山谷に籠居候とも、御病も平癒して便宜も吉く候わば、身命を捨てて弘通せしめ給うべし。

一、仰せを蒙り候末法の行者息災延命の祈禱のこと、別紙に一巻註し進らせ候。毎日一返、闕如無く読誦せらるべく候。日蓮も信じ始め候いし日より、毎日これらの勘文を誦し候いて、仏天に祈誓し候によりて、種々の大難に遇うといえども、法華経の功力、釈尊の金言、深重なる故

に、今まで相違無く候なり。

それにつけても、法華経の行者は、信心に退転無く、身に詐親無く、一切法華経にその身を任せて金言のごとく修行せば、たしかに後生は申すに及ばず、今生も息災延命にして勝妙の大果報を得、広宣流布の大願をも成就すべきなり。

一、御状に「十七出家の後は、妻子を帯せず、肉を食せず」等云々。権教を信ぜし大謗法の時のことは、いかなる持戒の行人と申し候とも、法華経に背く謗法の罪の故に、

正法の破戒の大俗よりも百千万倍劣り候なり。彼の謗法の比丘は、持戒なりといえども無間に堕つ。正法の大俗は、破戒なりといえども成仏疑いなき故なり。ただし、今の御身は念仏等の権教を捨てて正法に帰し給うが故に、誠に持戒の中の清浄の聖人なり。もっとも、比丘と成っては権宗の人すら、なおしかるべし。いわんや正法の行人をや。たとい権宗の時の妻子なりとも、かかる大難に遇わん時は、振り捨てて正法を弘通すべきのところに、地体よりの聖人、もっとも吉し、もっとも吉し。

相構えて相構えて、向後も、夫妻等の寄り来るとも遠離して、一身に障礙無く、国中の謗法をせめて釈尊の化儀を資け奉るべきものなり。なおなお向後は、この一巻の書を誦して仏天に祈誓し、御弘通有るべく候。ただし、この書は弘通の志有らん人にとってのことなり。この経の行者なればとて、器用に能わざる者には、左右なくこれを授与すべからず候か。あなかしこ、あなかしこ。恐々謹言。

文永十年癸酉正月二十八日　　日蓮　花押

最蓮房御返事

さいれんぼうごへんじ